

香川高等専門学校学生寮管理運営細則

平成 23 年 3 月 3 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、香川高等専門学校学生寮管理運営規則第 12 条の規定に基づき、香川高等専門学校学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(学生寮での教員の役割)

第 2 条 教員は、次の各号に掲げる事項により寮生の指導に当たるよう努めるものとする。

一 学生寮内の秩序維持

二 学習相談会

自学自習に対する指導助言、学習会における指導

三 生活指導

学生寮生活日課時間表に基づく規則正しい生活習慣の指導、学生寮関係規則遵守の監督及び指導、身だしなみ並びにマナー向上への指導

四 寮生相談

五 健康管理

六 外泊者・外出者及び面会者の把握

七 事故発生時の処理

八 学生寮内の環境整備

九 その他、寮務主事が定める指導

(入寮・継続在寮・退寮)

第 3 条 入寮を希望する者は、入寮願（第 1 号様式）を、高松キャンパス又は詫間キャンパス（以下「各キャンパス」という。）の寮務主事を通じて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 入寮願を提出し、入寮の許可を受けた者は入寮誓約書（第 2 号様式）を各キャンパスの寮務主事を通じて校長に提出する。

3 入寮の時期は、学年の初めを原則とする。

4 入寮期間は、1 年間（学年末まで）とする。なお、引き続き在寮を希望する者は、継続在寮願（第 3 号様式）を各キャンパスの寮務主事を通じて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

5 入寮者及び継続在寮者の選考は、次の各号の上位に該当する者を優先し、寮及び学校

での生活態度、自宅からの通学所要時間及び学年等を考慮し寮務小委員会において行う。

- 一 自宅からの通学所要時間が片道1時間以上の本科新入学生、新留学生、新編入学生及び新キャンパス間転科生
 - 二 自宅からの通学所要時間が片道1時間以上であり、過去1年間における寮での違反や指導を受けたことが全くなく、寮務小委員会が生活態度良好と認めた者
 - 三 上記に該当しない者
- 6 共同生活に適しないと認められる者は、寮務小委員会の審議を経て、入寮の許可をしないことがある。
- 7 年度途中での入寮は、寮務小委員会の審議を経て、認めることがある。
- 8 退寮を希望する者は、退寮願（第4号様式）を、各キャンパスの寮務主事を通じて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（休寮・復寮）

第4条 寮生は、疾病、その他特別な事情がある場合は、その事由がなくなるまでの期間、休寮願（第5号様式）を提出し、寮務主事の許可を受けて休寮することができる。

- 2 休寮の事由がなくなった場合は、復寮願（第6号様式）を提出し、寮務主事の許可を受けて復寮することができる。

（寮生への指導）

第5条 学則、学生準則及びその他学生寮関係諸規則に違反した者については、注意、主事注意、停寮及び退寮の指導を行う。

- 2 注意、主事注意及び停寮の指導については寮務小委員会、退寮の指導については寮務委員会の審議を経て行う。
- 3 指導の基準は、別に定める。

（日課）

第6条 日課時間表は次のとおりとする。

| | | |
|---|-----|-------------------|
| 起 | 床 | 7 : 25 |
| 朝 | 食 | 7 : 30 ~ 8 : 30 |
| 登 | 校 | 8 : 30 |
| 昼 | 食 | 11 : 50 ~ 12 : 50 |
| 入 | 浴 | 17 : 30 ~ 21 : 50 |
| 夕 | 食 | 18 : 00 ~ 20 : 00 |
| 自 | 習時間 | 20 : 00 ~ 22 : 00 |

| | |
|-------|---------------|
| 門限・点呼 | 21:00 (女子) |
| | 22:00 (男子) |
| 消 灯 | 23:00 (1～3年生) |
| | 24:00 (4年生以上) |

(生活区域)

第7条 寮生は、お互いに異性の生活区域に立ち入ってはならない。なお、生活区域については、各キャンパスの寮務主事が指定する。

(部外者の立入禁止)

第8条 部外者を、学生寮敷地及び学生寮建物内に立ち入らせることは、禁止する。

(寮生役員及び組織)

第9条 学生寮における充実した共同生活を自律的に運営するために、次の各号に掲げる役員を置き、寮生役員会（別表第1）を設ける。

| | | | | | |
|-----------|----|----------|----|----|-----|
| 一 寮長 | 1名 | | | | |
| 二 副寮長 | 3名 | | | | |
| 三 点呼風紀委員長 | 1名 | 点呼風紀副委員長 | 1名 | 委員 | 若干名 |
| 四 厚生文化委員長 | 1名 | 厚生文化副委員長 | 1名 | 委員 | 若干名 |
| 五 安全衛生委員長 | 1名 | 安全衛生副委員長 | 1名 | 委員 | 若干名 |

2 委員会等

前項に規定する委員長を議長とする各委員会を設ける。

(役員を選出)

第10条 寮長は、全寮生の選挙によって選任され、各キャンパスの寮務小委員会の審議に基づき、寮務主事が任命する。

2 寮長以外の寮生役員は、寮生の選挙又は互選によつて選出し、寮務主事が任命する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 寮長は各キャンパスの寮生を代表する。
- 二 副寮長は寮長を補佐し、寮長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- 三 点呼風紀委員長は寮内の規律維持向上及び低学年の指導にあたる。
- 四 厚生文化委員長は寮生の親睦を促進し、寮生活を豊かにする諸行事にあたる。
- 五 安全衛生委員長は寮生の保健衛生、環境整備の向上促進、災害の防止にあたる。
- 六 各副委員長は各委員長を補佐し、各委員長に事故あるときは、その仕事を代行する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は1月から12月までとし、再任は妨げない。

2 欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙管理委員会)

第13条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長及び選挙管理委員をもつて構成する。

2 選挙管理委員長は選挙の都度、各キャンパスの寮務小委員会が指名する。

3 選挙管理委員長は選挙の都度、選挙管理委員を指名し、選挙管理委員会を招集する。

4 選挙管理委員会は次の各号を審議し実施する。

一 選挙の公告と選挙日程の通知

二 投票及び開票

三 開票結果の通知

四 その他選挙に関する事項

(学生寮自衛防災組織)

第14条 火災等の災害発生に際して、寮生の安全確保に当たるために、学生寮自衛防災隊(別表第2)を組織し、学生寮防災避難要領(別表第3)に基づき、年1回は必ず避難訓練を実施する。

(寮生の責務)

第15条 寮生は役員のもと各運営に積極的に関わる。

(持込物品について)

第16条 自室で使用できる電力量を考慮して電気機器を使用する。ただし、ヒーター類やゲーム機の持ち込みは禁止する。

2 自室以外の持込物品については、各キャンパスで別に定める。

(物品の保管)

第17条 所持品で記名可能なものは、全て記入し、常に整頓しておく。

2 貴重品には特に留意し、盗難にあわないように心掛ける。

3 寮施設及び各室備え付けの設備を滅失、汚損又は破壊したり移動させたりしてはならない。これらの場合、事情によっては弁償させることがある。

4 運動用具、その他の使用は所定の手続きを経て大切に扱う。

5 盗難その他の事故が発生した場合は、速やかに各キャンパスの寮務主事に届け出なければならない。

(その他)

第18条 この細則の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年2月1日から施行する。

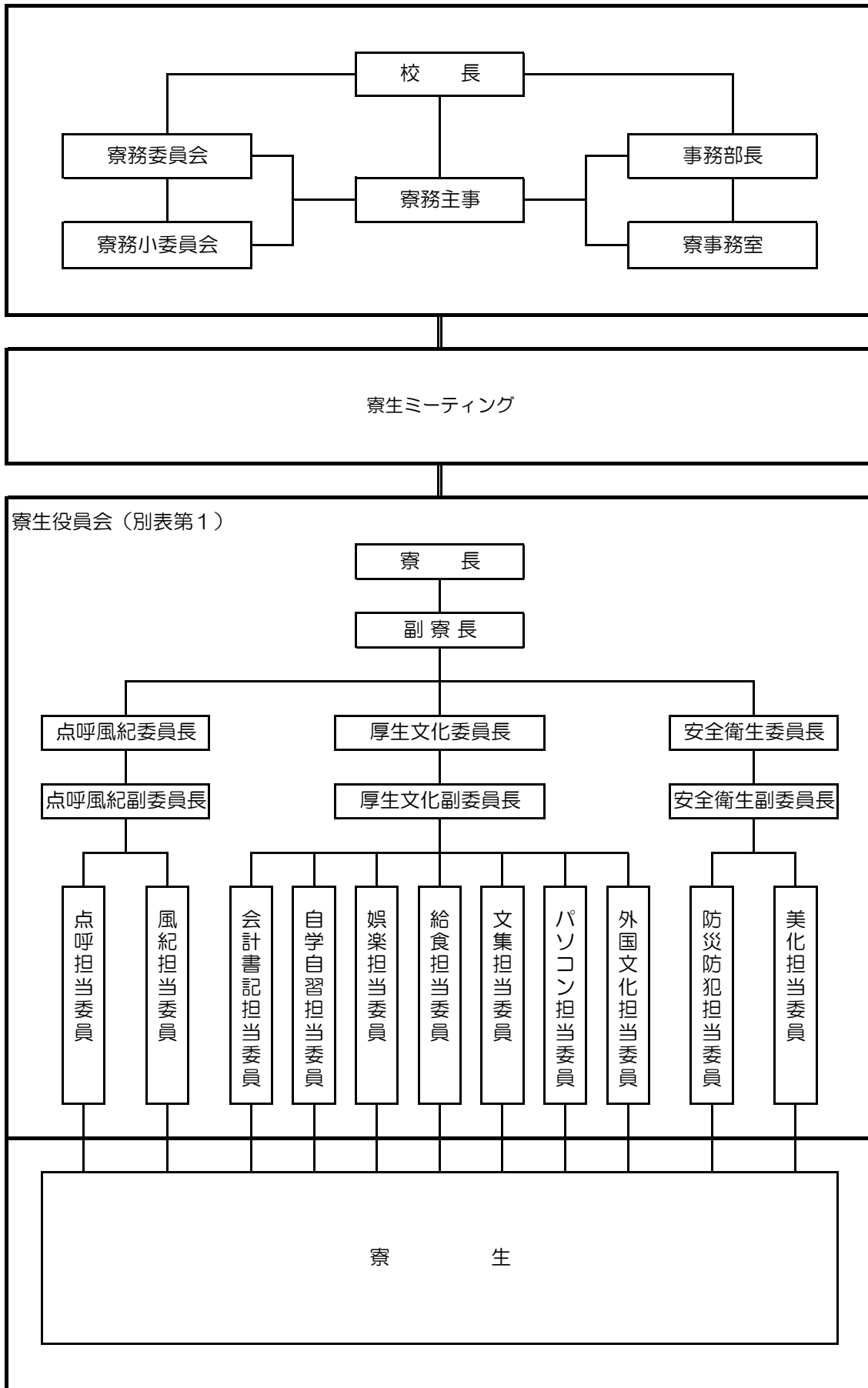
附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

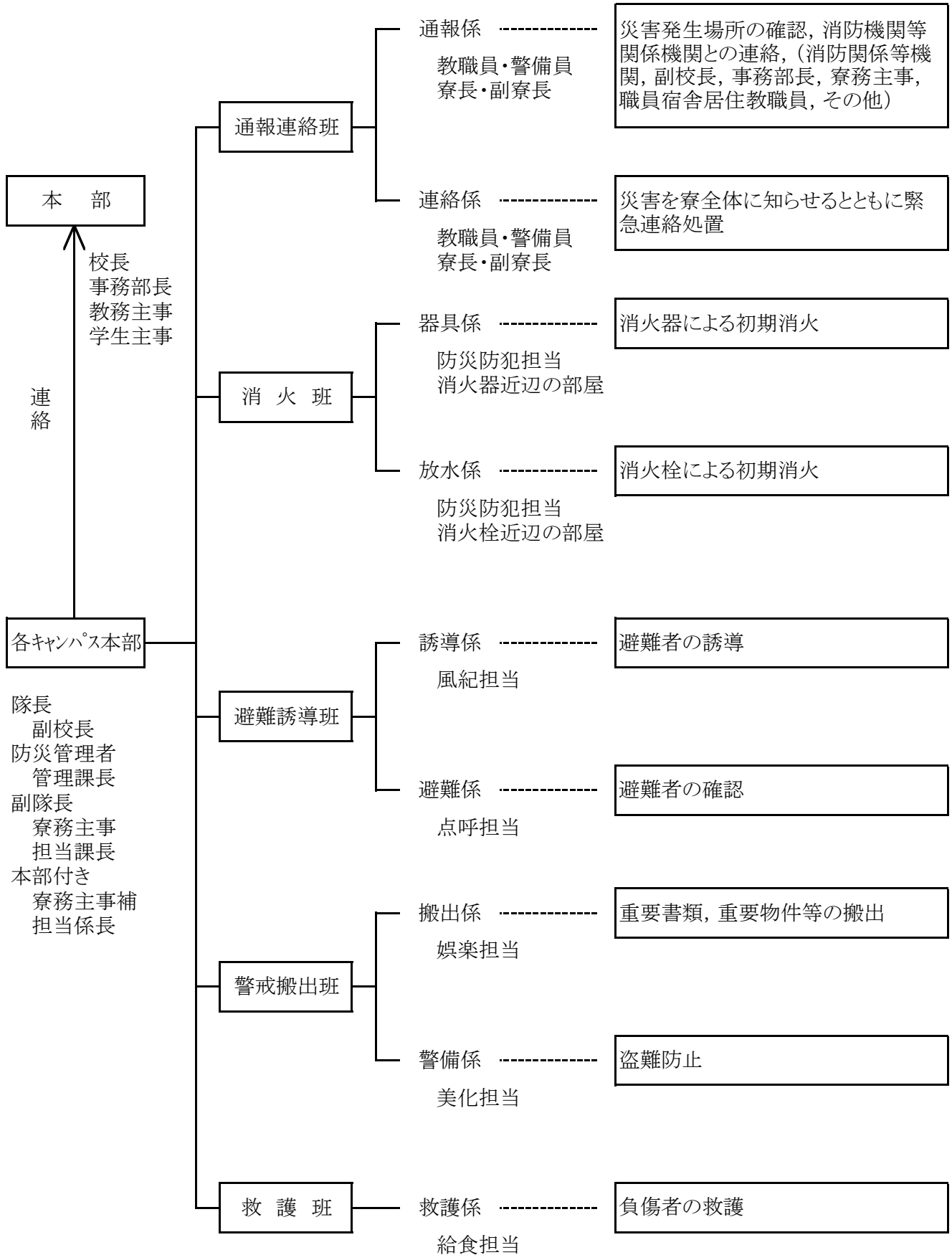
この細則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1



香川高等専門学校学生寮自衛防災隊

(香川高等専門学校防災規程第5条第2項関係)



学生寮防災避難要領

<火災の場合>

平成23年 4月 1日制定

| | 寮 生 | 教職員等（教職員・警備員） |
|------|---|--|
| 火災発見 | 「火事だー」と廻りの人に知らせる。 近くにある火災報知器を押す。 | 宿日直室(管理棟)の火災報知器 制御盤で確認し急行する。 |
| 火災通報 | 火災発見者は、近くの放送設備 から、出火場所と避難の放送 | 現場の状況を把握して、近くにある 放送設備又は宿日直室(事務室) の緊急放送設備で、全寮生に 避難場所と避難の放送 |
| 避難 | 冷静に行動し、指示された避難場所へ 避難場所では、各フロアに整列 | 消防署への通報を校舎地区警備員に指示 (校舎地区警備員は消防署及び緊急連絡先へ連絡) |
| 避難誘導 | 点呼担当・風紀担当委員は各フロアの 寮生を避難誘導 | 避難誘導し、避難場所へ |
| 部屋確認 | 点呼担当委員は各フロアの寮生が 全員避難しているか確認 | |
| 点呼 | 点呼担当委員は各フロアの点呼を行い、 <u>点呼風紀委員長へ報告</u> | 避難場所で整列を指示 |
| 点呼報告 | 点呼風紀委員長は全員の安否を確認後 <u>寮長へ報告</u> | |
| 待機場所 | <u>寮長は教職員等へ報告</u> 教職員等の指示に従って待機場所へ | 点呼の報告をうける。 適切な場所へ寮生を誘導 |

※ 年1回以上避難訓練を行う。

<火災以外の非常時>

寮生は、教職員等の指示に従う。

手順については、<火災の場合>を準用する。

入 寮 願

令和 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

工学科 年

ふりがな
氏 名 _____ (男 ・ 女)

(〒 _____)
住 所 _____

私は、下記の理由により学生寮に入寮を希望します。

1. 入寮を希望する理由 (具体的にご記入ください)

2. 自宅から学校への経路及び概ねの所要時間

以下の記入例を参考に、自宅から通学する際の経路、所用時間、料金等について詳細に記入してください。

(記入例)

| 出発地(出発時刻) | 移動手段(所要時間) | 到着地(到着時刻) | 利用料金(名目) |
|--------------|------------|--------------|--------------|
| 自宅(6:00) | 自転車(20分) | 〇〇〇駅(6:20) | 500円(駐輪場使用料) |
| 〇〇〇駅(6:30) | JR××線(30分) | △△△駅(7:00) | 500円(運賃) |
| △△△駅(7:00) | 徒歩(5分) | □□□バス停(7:05) | |
| □□□バス停(7:20) | バス(30分) | 高専前バス停(8:00) | 500円(運賃) |

※公共交通機関を使った場合の通学経路の時刻表に基づいた乗り継ぎ情報および片道料金を記入してください

[記入欄]

| 出発地(出発時刻) | 移動手段(所要時間) | 到着地(到着時刻) | 利用料金(名目) |
|-----------|------------|-----------|----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

合計所要時間 _____ 時間 _____ 分

合計料金 _____ , _____ 円

※ 始発でも1限に間に合わない場合は当日の始発で出発した際の到着時刻を記入してください

※ 記入欄が足りない場合は別紙に記入してください

入寮誓約書

香川高等専門学校長 殿

貴校学生寮に入寮の上は学則及び学生寮の諸規則が在寮中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

香川高等専門学校

工学科

氏名

(自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき、上記の者が貴校の学生寮に在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

(保護者等)

住所

学生との関係

氏名

(自署)

独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項に定める保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

継続在寮願

令和 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

工学科 年 組

氏 名 _____ (自署)

保護者等氏名 _____ (自署)

| | |
|--------|-----------------|
| 自宅住所 | 〒 _____ |
| 自宅電話 | (_____) _____ |
| 緊急連絡電話 | (_____) _____ |

下記の理由により、来年度も継続して在寮したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

なお、許可されたうへは、学生寮は教育寮であることを理解し、「規律正しい集団生活を営み自主性と社会性を養う」ことを誓います。

記

1. 継続在寮理由 (具体的に記入のこと)

2. 自宅から学校への経路及び概ねの所要時間 (※入寮時と同じであれば、記入不要)

(例) 自宅-(バス)→○○駅-(JR)→○○駅-(JR)→○○駅-(バス)-徒歩→学校

20分 50分 60分 30分 10分 計2時間50分

| | |
|------|------|
| 寮務主事 | 学級担任 |
| | |

退 寮 願

令和 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

工学科 年 組

居室番号 _____寮 _____号室

氏 名 _____ (自署)

保護者等氏名 _____ (自署)

私は、下記の理由により退寮したいので、ご許可くださるようお願いします。

記

1. 退寮理由

2. 退寮希望年月日 令和 年 月 日

3. 新住所

(〒 _____)

電話 (_____) _____

| 寮務主事 | 学級担任 |
|------|------|
| | |

休 寮 願

令和 年 月 日

寮 務 主 事 殿

工学科 年 組

居室番号 _____寮 _____号室

氏 名 _____(自署)

保護者等氏名 _____(自署)

このたび、下記の理由により休寮したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1. 休寮理由

2. 休寮期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 新住所

(〒 _____)

電話 (_____) _____

4. 学級担任所見 (必ずご記入願います)

| |
|------|
| 学級担任 |
| |

復 寮 願

令和 年 月 日

寮 務 主 事 殿

工学科 年 組

居 室 番 号 _____寮 _____号室

氏 名 _____(自署)

保護者等氏名 _____(自署)

私は、このたび令和 年 月 日より復寮したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

学級担任所見 (必ずご記入願います)

| |
|------|
| 学級担任 |
| |